

令和4年2月2日

大磯町町議会議長 竹内恵美子殿

〒259-0102 大磯町生沢491

特定非営利活動法人ソーシャルファーム大磯 理事長 添田正直

電話 0463-72-5329

福祉センターの「おおいそ福祉会」退去後の新たな使用に関する陳情

1. 陳情の経緯

(社福) おおいそ福祉会（以下「おおいそ福祉会」という）は、横溝千鶴子記念障害福祉センター（以下「福祉センター」という）を開所の平成15年から19年間活動拠点としていたが、本年6月末の退去の見通しとなりました。さて、退去を以ってラグビーでいうオフサイド（終了）でしょうか。否、今後の立ち上げ、新たな使い方の構築が残っています。

しかし、行政はこれまでの経緯に鑑みると新たな使い方について誠実な対応を行っているとは思えません。「おおいそ福祉会」退去後の「福祉センター」について、「今後は「みんな」で使う」と行政が言い続けてきた方策について、ソーシャルファーム大磯（以下「ファーム大磯」という）は再三にわたり退去後遅滞なく活用するには相当な準備期間が必要であり、早急に動くべきだと主張してきました。しかし、アンケートを3回も取ったものの会議はこれまで皆無、ようやく先月18日に「ある程度の意見をまとめる」とし、福祉センター利用団体連絡会及び福祉作業所等連絡会の所属団体に出席依頼をした肝いりの会議が開かれました。その会議で、大磯町はまず正確な議事録を作るので録音をすると公言し始まった会議では、のっけから今後の運用について民を使いたいと述べました。「ファーム大磯」の添田が「民とは具体的に何か」と問うたところ、指定管理者に任せたいとの発言がありました。添田は、「それは話し合いで決める内容ではないか」と発言しています。この会議で「ファーム大磯」は、昨年度の大磯町の3福祉作業所の工賃の平均額（月給21,000円、時給300円）を示し、以前からの主張の現存の食堂・調理室を利用して例えば大磯町の食材を使った食堂経営事業を障害者福祉施設の希望団体等が運営し利益を上げ、工賃を上げたい旨の発言をしました。この発言について障害者グループホームの方からは、「日中の活動の場ができるならばありがたい」、福祉の団体からは、「指定管理者制度を利用するとしても当初からではなく、運営の形を障害者団体が作ってから」等概ね肯定の意見で、民生委員の方からは「とても素敵な話を聞かせてもらいました。障害者が地産品の生

産者の所で（繁忙期に）短時間でもいいから作業を手伝ったら町民との連携も生まれる。」との建設的な意見もいただきました。ほかに具体的な提案はありません。

さて、この会議の翌週に、出席していた福祉課課長・係長にこの会議を踏まえての今後の方針を問うたところ、①広く町民に意見を聞く。②まとまるまで時間がかかりそうで、その間遊ばせていてももったいないから2年ほど賃借する。③福祉に利益は馴染まないと上席は言っている。とのことでした。しかし、これらの行政の対応は次の項目で詳述するようにフェアではありません。

2. 陳情の理由

（1）横溝氏の想い

私は前職（会社代表）にあった時に「おおいそ福祉会」に依頼され「おおいそ福祉会」に仕事を委託していた関係から「おおいそ福祉会」の前施設長の横溝氏への毎月の活動報告に誘われて、2度私邸に伺っています。その際、障害者の得る賃金のあまりの低さに愕然としたことが寄付の原点と聞きました。

私以外にも想いを聞いている方は多勢いると思います。横溝氏が存命だったらどうしただろうと思いを巡らせることは、遺志を継ぐという観点からも大切なことだと思います。横溝氏は多分この方策に賛成しただろうと思います。

（2）横溝障害者基金の対象

町条例は横溝福祉基金について対象を障害者福祉施設と限定しています。そうすると使用団体は相当限定されることは明らかです。これらを勘案すると現時点での大磯町の対応はそれに背いていると言わざるを得ません。

（3）大磯町とおおいそ福祉会との裁判について

平成23年に行政が「おおいそ福祉会」に賃貸借契約を提案してから10年余での退去、この間行政と「おおいそ福祉会」の原審・控訴審の裁判があり、周囲の者にとっても長い10年がようやく終わろうとしています。

裁判所による判断は両者の主張の末の和解提案であってこれは尊重されるべき内容で、これ以上の議論の余地はありません。これは結果だけでなくそこに至る意思決定過程についてもこれを尊重しなければならないと考えます。そもそも、控訴審では、私たちが大磯町に福祉センターの使い方について公正・公平な対処を求めて提出した要望書3通を裁判所に提出したい旨の依頼を大磯町から受け承諾した経緯があります。これらの提出の際の裁判所に対する大磯町の主張を情報公開請求して調べたところ、「大磯町内で活動する福祉事業者の数

も多くなり、他の福祉事業者から本件 2 階部分を被控訴人（おおいそ福祉会）だけでなく他の福祉事業者にも平等に使わせてほしいとの声が控訴人（大磯町）のもとにも多く届くようになった。」とし、証拠として甲 46, 甲 47, 甲 48 の 3 通を添付していました。その 3 通の 1 通は福祉作業所等連絡会代表添田から町会議員宛てたもの、1 通はソーシャルファーム大磯添田から町長宛てたもの、もう 1 通はソーシャルファーム大磯添田から町長・議員宛てたものでした。

裁判では、「他に使用を希望する団体の声が多く寄せられている」と主張したもの、実は他の使用を希望する団体に委ねるつもりは毛頭ないということでしょうか。

（4）おおいそ福祉会と同様のサービス事業を行う団体として

私たち「ファーム大磯」は、平成 21 年 5 月、理事長の添田の経営していた（株）ファーマーズデザイン内に設立され、そこに間借りする形で、農業資格（大磯町認定農業者）を取得、そしていわゆる農福連携の先駆け事業として農水省の 3000 万円の融資を受け温室を建設しました。神奈川ネットの創設助成金で初期費用を賄い、日本財団の助成金では作業棟を建設しました。そして、平成 23 年 7 月「ファーム大磯」は「おおいそ福祉会」と同様の障害福祉サービス事業を行うため県の指定認可を取得し、主に精神・知的障害者を対象とするサービス事業を開始しました。（2 年後利用者が増え会社はファーム大磯に温室 4 棟及び付帯諸設備を総額 1000 円で譲渡し清算しました。）

サービスを利用する障害者が増えるにつれて職員も増え、事務室も手狭になってきたので、平成 25 年 5 月 16 日、福祉センター 1 階の福祉課主査に「ファーム大磯」も「おおいそ福祉会」と同様に同じ障害福祉サービスを行う団体として「福祉センター」の一部を借りたい旨の要請をしましたが断られました。そこで、直接「おおいそ福祉会」の前理事長、現施設長と面談しその旨依頼しましたが、「私達のために建てられた建物だから」と同様に断られています。

3. 陳情の趣旨

「ファーム大磯」の提案に固執するものではなく、公正な手続きと民主的な扱いを要望します。公の資産を貸す行為には議会の議決が必要です。次のステップに向かうための方策の決定過程を、行政が強権的に進めることなく公正かつ民主的に進めるよう議会にチェックをお願いしたく、よろしくお願ひいたします。

以上